

奈良県告示第三十九号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡吉野町大字窪垣内五四八（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 落石の危険の防止

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び吉野町役場に備えて縦覧に供する。）